研究活動における不正行為防止

本学では、「国立大学法人兵庫教育大学における研究活動の不正行為への対応等に関する規程」等を整備し、研究活動の不正行為防止に向けた取組を推進しています。

研究者は、この規程及び関係法令等を遵守するとともに、監督者の指示等に従い、 公正な研究活動の遂行に務めてください。

○不正行為

研究者は、不正行為を行わないことはもとより、他者による不正行為の防止に努めなければなりません。本学で規定している不正行為は以下のとおりです。

■ 故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる投稿論文等の研究成果における以下の行為

◆ **捏造**

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

◆ **改ざん**

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

◆ **盗用**

他の研究者のアイデア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

■ 上記以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱が激しい以下の行為

◆ **二重投稿**

他の学術雑誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

◆ **不適切なオーサーシップ**

実際に研究に貢献のなかった者を論文著者として記載すること又は論文著者としての資格が有る者を公表しないこと。

○研究倫理教育

研究者は、自ら研鑽に努めるとともに、本学が毎年度実施する研究倫理教育を通じて、研究者倫理の向上に努めてください。

○適切な引用

先行研究等の文献を参照した場合は、その出典を明記しなければなりません。また、自らの研究成果であっても、再掲する場合には出典を明記しておきましょう。

○研究データの保存・開示

研究結果は、データの信頼性、分析の妥当性の根拠となります。他の研究者による再実験・検証のためにも、一定期間保存しておく必要があります。

○不正行為に対するペナルティ

不正行為が行われたと認定された場合、次のようなペナルティが科せられます。

・競争的資金等の交付決定の取り消し、返還
・競争的資金等への申請及び参加資格の制限
・調査結果の公表
・就業規則等に基づく懲戒処分等

<研究活動の不正行為防止に関するウェブページ>
https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/gakujyutu_huseiboushi.php

<研究活動の不正行為に関する受付窓口>
研究推進課
電話　0795-44-2301、2380
E-mail　office-kokuhatsu@ml.hyogo-u.ac.jp

環境・安全への配慮、生命倫理の尊重

研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるものを取り扱う場合には、関連する法令、本学規則、関連省庁や学会等の指針（ガイドライン）等を遵守し、必要に応じて関係委員会の承認を受けるとともに、特に、人や動物を対象とした研究においては生命倫理を尊重しなければなりません。

本学では、以下の委員会を設置し、研究倫理審査を行っています。該当する研究活動を行う場合は、研究推進課までお問合せください。

・人を対象とする研究に関する倫理審査委員会
・動物実験委員会
・遺伝子組換え生物等取扱安全委員会

<お問合せ先>
研究推進課研究推進チーム
電話　0795-44-2380、2249
E-mail office-kenkyu-t@ml.hyogo-u.ac.jp

利益相反

研究者は、自らの研究行動に当たって、利益相反に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければなりません。

本学では、利益相反がより深刻な事態に陥ることを未然に防止するとともに、利益相反に関する社会への説明責任を教職員等と大学が適切に分担することにより、教職員等が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備するため、「国立大学法人兵庫教育大学利益相反マネジメントポリシー」及び「国立大学法人兵庫教育大学利益相反マネジメント規程」を定めています。

<利益相反マネジメントに関するウェブページ>
https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/riekisohan.php

公的研究費の不正使用防止

本学では、「国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の適正管理に関する規程」等を整備し、公的研究費の不正使用防止に向けた取組を推進しています。

公的研究費により研究・教育を行う役員、教職員及びその他本学の施設や設備を利用して研究に携わる者並びに公的研究費の運営・管理に関わる事務職員（以下「構成員」という。）は、この規程及び関係法令等を遵守するとともに、コンプライアンス推進責任者の指示に従い、公的研究費を適正に使用してください。決して公的研究費を不正に使用してはいけません。

○公的研究費と不正使用

「公的研究費」とは、学内予算で措置された研究費、学外機関から受入れ又は本学に経理を委任された研究費をいいます。

また、故意又は重大な過失による、公的研究費の他の用途への使用又は法令、本学の関係規則等並びに競争的資金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件等に違反するような場合は不正使用となります。

○コンプライアンス教育・啓発活動

本学では、構成員が遵守すべき規範及び公的研究費に関するルール等を理解し、意識向上を図るため、毎年度、コンプライアンス教育及び啓発活動を実施しています。構成員は、コンプライアンス教育・啓発活動を通じて、不正防止対策を理解するとともに、意識の向上に努めてください。

○誓約書の提出

本学では、すべての構成員から、新たに構成員となった時又は職責が変わったときに、誓約書を徴収することとしています。

誓約書を提出しない場合は、公的研究費の運営・管理に関わることができませんので、ご注意ください。

○寄附金、助成金の管理

教員個人が寄附を受けた場合や公益法人等への研究助成に応募し採択された場合であっても、当該教職員の職務上の教育・研究を助成するもの又は当該寄附金に係る教育・研究を本学の施設・設備等を使用し実施するものである場合は、本学に寄附することとなっています。

なお、寄附を受けるにあたり、特別な条件が付されている場合は受け入れることができないこともありますので、あらかじめ研究推進課にご相談ください。

○公的研究費執行上の注意点

- 物品・役務の検収、旅費・謝金の事実確認を徹底すること。
- 外部資金は、個々のマニュアルに従うこと。
- 適切な執行計画の下で研究を実施すること。
- 年度末・研究期間終了間近での経費執行に注意すること。
- 執行上不明な点は迷わず相談窓口へ連絡すること。

研究費の管理･執行に携わる教職員向けに、本学における」会計ルールや遵守すべき事項をまとめた「会計ルールハンドブック」もご参照ください。

https://www.hyogo-u..ac.jp/in/financial/kaikeirulehandbook.pdf

○不正行為に対するペナルティ

不正使用が行われたと認定された場合、次のようなペナルティが科せられます。

・競争的資金等の交付決定の取り消し、返還
・競争的資金等への申請及び参加資格の制限
・調査結果の公表
・就業規則等に基づく懲戒処分等
・法的な手続（民事・刑事）

＜公的研究費の不正使用防止に関するウェブページ＞
https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/prevention.php
＜公的研究費の適正管理に関する相談窓口＞
https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/files/soudanmadoguchi.pdf
＜公的研究費の不正な使用の通報（告発）窓口＞
研究推進課
電話　0795-44-2301、2380
E-mail　office-kokuhatsu@ml.hyogo-u.ac.jp

安全保障輸出管理

我が国においては、外国為替及び外国貿易法に基づき、「技術の提供」と「貨物の輸出」を対象として、輸出規制が行われています。

特に、近年では、安全保障に関連する機微技術の流出の懸念が拡大しており、大学においても、同法で遵守が義務づけられている輸出者等遵守基準に従って、機微技術をより一層適切に管理していくことが求められています。

このような背景の下、本学では、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、国際的な平和と安全の維持に寄与するため、「国立大学法人兵庫教育大学安全保障輸出管理規程」等を定め、本学における輸出管理の体制や手続等を整備いたしました。

安全保障輸出管理は、教員養成系大学である本学には関係ないと思われがちですが、実際には、次のような活動において、「技術の提供」や「貨物の輸出」の機会があり、規制の対象となる可能性があります。

これらの規制に該当する「技術の提供」や「貨物の輸出」は、経済産業大臣の事前許可が必要となります。もし、必要な許可を取得しないで、「技術の提供」や「貨物の輸出」を行った場合には、刑事罰と行政制裁が科されることがあります。

これらの規制に該当する活動をしようとする場合又は規制に該当するかどうかご不明な場合は、研究推進課にご相談ください。

・外国の大学や企業との共同研究の実施や研究協力協定の締結
・研究試料等の持ち出し、海外送付
・非公開の講演会、展示会等での技術情報の提供
・留学生・外国人研究者の受入れ
・外国からの研究者の訪問

＜安全保障輸出管理に関するウェブページ＞
https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/anzenhosho.php
＜お問合せ先＞
研究推進課研究推進チーム
電話　0795-44-2380、2249
E-mail office-kenkyu-t@ml.hyogo-u.ac.jp